

軽井沢町電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、軽井沢町が発注する建設工事等に係る入札において、電子入札を実施することに関し、軽井沢町財務規則（昭和53年軽井沢町規則第3号。以下「規則」という。）及び入札及び契約業務事務処理要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 建設工事等の入札業務を執行するための情報システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを用いて行う競争入札をいう。
- (3) 紙入札 書面により行う入札をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行うものが発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札の対象は、建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理業務のうち、軽井沢町請負人選定委員会が指定するものとする。

(入札の広告等)

第4条 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、電子入札により入札を実施するときは、一般競争入札の広告又は指名競争入札の通知（以下「公告等」という。）においてその旨を指定し、規則106条に定めるもののほか、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 電子入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (2) その他電子入札に関し必要な事項

2 前項の公告等は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、特別の事情がある時は、その他の方法により通知を行うことができる。

(利用者登録)

第5条 電子入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、ICカードを使用して、電子入札システムにより利用者登録をしなければならない。

2 入札参加者は、前項の規定により登録した事項について変更が生じた場合、速やかに電子入札システムにより登録内容の変更を行わなければならない。

(予定価格等の登録)

第6条 入札執行者は、電子入札を実施するときは、開札時に当該入札の予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

2 入札執行者は、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を定めたときは、開札時に当該価格を予定価格とともに電子入札システムに登録するものとする。

(入札書の提出)

第7条 入札参加者は、入札価格及びくじ番号を登録した入札書並びに工事費内訳書(以下「電子入札書」という。)を電子入札システムにより、公告等で指定した日時(以下「電子入札書受付締切日時」という。)までに提出しなければならない。

2 前項の規定による電子入札書の提出は、入札価格その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに提出されたものとする。

3 第1項の規定により提出された電子入札書の差替え、変更又は取消しは、認めない。

(紙入札)

第8条 入札参加者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、紙入札方式参加申請書(様式1)を町長に提出し、その承諾を得て、紙入札により入札手続きを行うことができる。

- (1) ICカードが失効、破損等又は登録内容変更のため、ICカードの再取得手続き中の場合
- (2) 電子入札システムの通信障害等により、電子入札が困難な場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に認めた場合

2 前項の規定により紙入札での参加が認められた者は、当該入札案件に

ついて、電子入札へ移行することはできないものとし、紙入札書（様式2）の提出をもって電子入札書の代替とする。

（入札の辞退）

第9条 入札参加者は、指名通知受理後に当該入札を辞退するときは、電子入札書受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札での参加を認められた者は、紙による入札辞退届を提出することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札執行者が電子入札書受付締切日時までに、第7条に規定する電子入札書の記録が確認できなかったときは、当該入札に対する辞退があったものとみなす。

（開札）

第10条 入札執行者は、公告等で指定した日時及び場所において開札を行うものとする。

2 紙入札による入札者があるときは、紙入札書を開札し、入札書記載金額及び3桁のくじ番号を電子入札システムに登録したうえで当該入札の開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者から提出のあった入札書に電子くじ番号の記載が無い場合又は判読ができない場合は、入札執行者が任意の電子くじ番号に登録できるものとし、紙入札による入札者は登録された電子くじ番号について異議を申し立てることはできないものとする。

（入札の無効）

第11条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札に際し不正な行為があったとき。
- (2) 電子証明書を不正に使用したとき。
- (3) 開札時までに入札参加資格を失ったとき。
- (4) 同一入札者が電子入札及び紙入札の両方を行ったとき。

（落札者等の決定）

第12条 入札執行者は、開札の結果、落札者及び落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札者があるとき等、これによることができない場合は、別

途通知するものとする。

- 2 落札者及び落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムのくじ機能により落札者及び落札候補者を決定する。

(落札決定の保留)

第13条 入札執行者は一般競争入札における入札参加資格の審査その他の理由により必要がある場合には、落札決定を保留するものとする。この場合においては、落札決定の保留について、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札者があるとき等、これによることができない場合は、別途通知するものとする。

(災害時の対応)

第14条 入札執行者は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害その他やむを得ない事情により電子入札システムによる入札が困難と判断したときは、電子入札書受付締切日時及び開札予定日時の変更、延長又は紙入札への実施変更若しくは入開札の中止等必要な措置を講ずるものとし、必要事項を入札参加者に電子メール等で通知するとともに、軽井沢町ホームページに当該事項を掲載するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行し、同日以後に公告等をした入札から適用する。

(設備等の準備期間における経過措置)

- 2 この要綱の告示の日から、令和8年3月31日までの間、入札参加者は、第8条の規定にかかわらず、紙入札により入札手続きを行えるものとする。

様式 1 （第 8 条関係）

紙入札参加申請書

年 月 日

（宛先）

軽井沢町長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の電子入札案件について、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札による参加を申請します。

記

1 工事（業務）名	
2 工事（業務）箇所	
3 電子入札システム を利用できない理由	

様式 2 （第 8 条関係）

入札書 兼 工事費内訳書

年 月 日

軽井沢町長 殿

入札人
住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

縦覧に供せられた建設工事請負（委託）契約書（案）、設計図書及び
入札心得並びに現場を熟覧し、承諾したうえで下記のとおり入札します。
記

業 務 名				
業 務 箇 所				
入 札 金 額				
入札金額の内訳				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
間接工事費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格（税抜）				※工事価格と入札金額は一致すること

くじ番号（3桁の数字を記入）

--	--	--